

コンプライアンス規程

施行日：2023（令和5）年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、当社が、コンプライアンスの方針、体制、運営方法などを定め、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、業務遂行に当たって、法令はもとより、社内規程、企業倫理、社会規範に基づき良識をもって行動することをいう。

（遵守義務）

第3条 役員及び従業員等は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行をしなければならない。

2 役員及び従業員等は、業務委託先に対して、法令を遵守させるよう努めなければならない。

（コンプライアンス推進体制）

第4条 コンプライアンス推進体制は下記の通りとする。

（1）コンプライアンス最高責任者

コンプライアンス最高責任者は、代表取締役とし全社的なコンプライアンス意識の向上と推進、体制構築について最終責任を負うものとする。

（2）コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は、管理担当部署長としコンプライアンス意識の向上、推進に必要な施策をコンプライアンス推進担当部署と連携を図りながら実行するものとする。

（3）コンプライアンス推進担当部署

コンプライアンス推進担当部署は、管理担当部署の各部門とし、法務・人事・総務・経理・情報システム等の自らの管掌業務において関連するコンプライアンスを深く理解し、コンプライアンス違反によって企業価値が損なわれないよう業務を通じて規程・仕組み等の整備と周知・啓蒙を行う。

（4）コンプライアンス責任者

職位者は自らの管掌業務におけるコンプライアンスの徹底について責任をもって取り組むものとする。

（教育・啓蒙）

第5条 管理担当部署は、コンプライアンス意識を浸透させるために必要な全社的な教育・啓蒙を行う。

（コンプライアンス違反に係る対応）

第6条 コンプライアンス違反の恐れがある場合は、各コンプライアンス責任者が事実関係を調査の上、もし、コンプライアンス違反の事実が認められれば、コンプライアンス推進担当部署と連携し、その被害を最小限にとどめる等速やかに対応し、かつ再発防止策を構築する。

2 役員及び従業員等によるコンプライアンス違反行為については、就業規則等により処分することがある。また、役員及び従業員等がコンプライアンス違反により、当会社に経済的損失を与えた場合は、当社は、当該役員及び従業員等に損害賠償を請求することがある。